特別養護老人ホームゆうあいホーム入所指針

入所の緊急性を測る選定要因として、①入所を希望する人の「要介護度<u>・認知症度</u>」②介護する世帯の「介護の困難度」 ③過去3ヶ月以内に「在宅サービスをどれだけ利用したかという割合」という3つの要因を点数に置き換えて、特殊事情 を考慮した合計点数の高い人から優先的に入所できる基準を策定いたします。

<入所者選定の考え方>

① 市民優先について

現在市内には多くの待機者がいることから、大竹市民優先とする。(大竹市在住20点加算)

② 入所者の選定について

入所者選定については入所選定の考え方及び入所申込書、評価基準等に基づき入所検討委員会にて検討し入所順 を決めていく。

- (※原則、毎月一回、入所検討委員会で前月に入所申込書の受付分を含めた待機表で入所順を決めていく。
- ※要介護度<u>・認知症度</u>が変わるなど本人等の状況が変わった場合には、その都度家族もしくはケアマネジャーからその状況を連絡していただくこととし、直近の入所検討委員会にてその入所順の決定をしていく。)
- ③ 男女比について

特に配慮しないが、このことにより部屋割りなど施設運営に支障をきたす恐れがある場合については検討委員会 に諮り調整する。

- ④ 取り下げ・・・死亡・入所意思がない場合で入所確認順位リストより削除する。
- ⑤ 保留・・・・入所意思はあるが「本人・申込者の都合」により入所を見合わせる場合は入所検討委員会確定順位資料リストから保留リストへ変更となる。再度、入所希望がある場合は申込者から保留解除届けの提出により、得点再検討し、入所検討委員会確定順位リストへ復帰する。
- ⑥ 待機・・・・入所意思はあるが、施設の受け入れ体制等により入所を見合わせて頂く場合などは入所検討委員 会確定順位リストにそのまま残る。

<入所検討委員会>

構成委員:特別養護老人ホームゆうあいホーム 構成委員:施設職員、民生委員等地域代表。

開催回数:原則月1回(中旬)

評価 基準表

区	在宅介護の困難性								
分									
介護			単身世帯	要介護者以外が後期高齢者	主たか護 都病等	要介護者以外が前期に対する	機の部舎	介護制稼動している	いずれにも 該当しない
15				のみの世帯	の場合	の世帯	する世帯	嵽	世帯
係			40	30	30	20	15	15	0
る 労	要/護度 5 <u>謎啶亚火</u>	<u>70</u>	110	100	<u>100</u>	90	<u>8 5</u>	<u>8 5</u>	<u>70</u>
カ の	要价護度 5	<u>60</u>	100	90	<u>90</u>	80	<u>75</u>	<u>75</u>	<u>60</u>
程度	要介護度 4 <u>認定正以上</u>	<u>60</u>	<u>100</u>	<u>90</u>	<u>90</u>	<u>80</u>	<u>75</u>	<u>75</u>	<u>60</u>
	要/護度 4	<u>50</u>	90	<u>80</u>	<u>80</u>	<u>70</u>	<u>65</u>	<u>65</u>	<u>50</u>
_	要/護度 3	<u>40</u>	<u>80</u>	<u>70</u>	<u>70</u>	<u>60</u>	<u>55</u>	<u>55</u>	<u>40</u>
	要/護度 3	<u>3 0</u>	<u>70</u>	<u>60</u>	<u>60</u>	<u>50</u>	<u>45</u>	<u>45</u>	<u>30</u>
	要介護度 2 <mark>認定工以上</mark>	25	65	55	55	45	40	40	25
	要/護度 1	20	60	50	50	40	35	35	20
			20	20	20	10	5	5	0
	要/護度 2	10	30	30	30	20	15	15	10
			10	10	10	10	5	5	0
	要介護度 1	10	20	20	20	20	15	15	10

<在宅サービスの利用度>

	4割以上	20
	2割以上4割未満	10
在宅サービスの利用率等	2割未満	0
	住宅改修等	10
	福祉用具等	10

※老人保健施設、養護老人ホーム、<mark>有料老人ホーム、グループホーム等</mark>入所者の取り扱いについては、2割以上4割 未満とみなす。小規模多機能ホームは、4割以上とする。

<その他特殊な事情>

- ※合計点が同点の場合は、年齢の高い者・介護度を優先とする。
 - (1)介護者が癌や難病の特定疾病等の場合、10点加算とする。
 - (2) 待機期間は、加算をしない。
 - (3) 大竹市在住者は20点加算する。
 - (4) 在宅介護の困難性で要件が重複する場合、10点加算とする。
 - (5) その他特殊な事情がある場合、その都度個別に審査し加算点を決めることとする。

くその他>

- (1) 直系血族がいない場合、利用者の様態に応じて遺言状(公正証書)あるいはかけはしの利用、成年後見制度等の利用をお願いする場合もあります。
- (2) 施設の入所打診から1週間以内に入所の意思確認がされない場合には、特別の場合を除いて保留とする。

以上